



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社学究社
 代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 大久保 治仁
 (コード 9769 東証第一部)
 問 合 せ 先 専務執行役兼管理本部長 平井 芳明
 (電話 03-6300-5311)

第三者割当による新株式及び 行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 16 日付の取締役会決議により、第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）及び行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

①本株式

(1)	払 込 期 日	平成 29 年 6 月 5 日
(2)	発 行 新 株 式 数	400,000 株
(3)	発 行 価 額	1 株当たり 1,589 円 (本株式の払込総額 635,600,000 円)
(4)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	632,900,000 円 (注)
(5)	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、ケイエスケイ株式会社（以下「ケイエスケイ」といいます。）に全ての本株式を割り当てます。
(6)	そ の 他	当社は、ケイエスケイとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本株式に係る買取契約を締結する予定です。

(注) 資金調達の額は、本株式に係る払込金額の総額から、本株式に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

②本新株予約権

(1)	割 当 日	平成 29 年 6 月 5 日
(2)	新 株 予 約 権 数	7,500 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 200 円 (本新株予約権の払込総額 1,500,000 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：750,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 下限行使価額(下記(6)を参照。)においても、潜在株式数は 750,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	1,247,200,000 円 (注)
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,668 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,112 円 (別紙発行要項第 13 項による調整を受けません。以下「下限行使価額」といいます。) 当社は平成 29 年 6 月 6 日以降、当社取締役会の決議により行使価額

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		を修正することができます。本（6）に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権者に直ちに行使価額を修正する旨の通知（以下「行使価額修正通知」といいます。）をするものとし、行使価額修正通知が行われた日（以下「通知日」といいます。）の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）において、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。）に修正されます。
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲渡制限及び行使数量 制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、大和証券との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）において、下記の内容について合意する予定です。</p> <p>① 新株予約権の譲渡制限</p> <p>大和証券は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。大和証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、大和証券が、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。なお、譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、下記の行使制限措置について約束させるものとします。</p> <p>② 新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を大和証券に行わせません。また、大和証券及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。</p>
(9)	本新株予約権の 行使期間	平成29年6月6日から平成31年6月5日（但し、別紙発行要項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	そ の 他	当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書（以下「覚書」といいます。）を締結する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」をご参照ください。</p>
--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、学齢人口の増加が続いている東京都内及び近郊エリアに、「ena」（集団授業）、「マイスクールena」（個別指導）を中心とする進学塾を展開し、生徒・保護者様のニーズに応えられる教育環境を築いてまいりました。また、各家庭において私立中学・高校への進学という投資効果に対する意識が高まる中、特に人気上昇している都立中高一貫校及び都立難関高校コースの充実を図り、東京都をドミナントエリアと定めた立地戦略に基づき、生徒・保護者様のニーズにきめ細かく応えることのできる学習指導に取り組んできた結果、都立中高一貫校の受験対策塾としての「ena」ブランドを確立してまいりました。

一方、当社グループが属する教育サービス業界におきましては、少子化による市場規模の縮小、顧客ニーズの多様化や高水準サービスへの期待の高まり等から、他社との生徒獲得競争は一段と厳しさを増しております。他方で、知識・技能の習得だけでなく、思考力・判断力・表現力を追求する新学習指導要領の実施や、教育資金の一括贈与に係る非課税措置の開始等もあり、当業界に対する社会の関心は、より一層大きなものとなっております。

このような状況を踏まえ、当社グループは、ドミナントエリアの拡大に加え、顧客の多様化・高度化したニーズに迅速かつ的確に応え顧客層を広げるため、既存事業の強化や新規事業の展開につながる様々なパートナーシップの構築を検討しております。

その施策の一つとして、当社は、平成26年11月より株式会社市進ホールディングス（以下「市進HD」といいます。）と業務提携を行ってまいりましたが、この度、当社は、市進HDの普通株式1,606,400株（発行済株式数対比15.1%）を取得することを決定し、その取得資金として借り入れる短期借入金の返済のため、第三者割当による本株式の発行を決定いたしました。上記の市進HDの普通株式の取得は、かねてより当社代表執行役会長である河端真一氏が個人として保有しておりました市進HDの普通株式1,606,400株について、当社が今後も市進HDとのパートナーシップを維持しつつ、当社として市進HDとの提携関係によりコミットし、同社との提携関係に係る機動的な意思決定を行うことを可能とすることを目的として、当社から河端真一氏に対して打診したものであります。なお、今般の市進HDの普通株式の取得により当社は市進HDの主要株主となることを見込まれております。また、当該取得は金融商品取引法第167条第1項及び金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為（平成28年8月31日現在の総議決権数104,834個に対する議決権所有割合15.3%）に該当するため、金融商品取引法施行令第30条第1項第2号に基づいて公表を行うものです（当該取得の詳細については、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途 ①市進HD株式取得に係る資金」を併せてご参照ください。）。

市進グループは、その主要営業部門である株式会社市進が展開する学習塾「市進学院」が、千葉県での県立高校合格実績・公立中高一貫校の合格実績を強みとしており、また、教育を軸としながらも映像授業販売、日本語学校、高齢者専用賃貸住宅、デイサービス等、従来の「学習塾」以外の事業に参入していることから、同社との提携は、当社の事業展開エリア及び事業分野の拡

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

大に寄与するものと考えております。今後も両社グループのノウハウを活用し、提携関係を維持することでさらなる企業価値の向上を目指してまいります。

さらに、当社は、上記のような事業環境において、既存事業の強化とさらなる事業領域の拡大を図るためには、引き続き良きパートナーとの提携関係を構築することが必要と考えております。また、当社は、事業領域の拡大施策の一環として、既存の校舎のリノベーションを行い、その一部フロアをenaの教室として使用し、その他のフロアを賃貸用マンションとして運用を委託する事業を進めております。

このため、将来の機動的な資本業務提携等に備えて事業投資資金をあらかじめ確保しつつ、上記の事業に係る費用のための借入金の返済資金の一部に充当するため、第三者割当による本新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権による資金調達は、当社が大和証券に行使期間を2年間とする本新株予約権を割り当て、大和証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当社の過去の株価動向やボラティリティを考慮するとともに、将来の業績向上を期待し、当初1,668円といたしました。

但し、当社は平成29年6月6日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができます。行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権者に直ちに行使価額修正通知を行うものとし、通知日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。）に修正されます。

但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができません。

- ① 金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づく開示（以下「開示」といいます。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られません。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいいます。）の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合
- ② 当社に係る業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいいます。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に基づきなされる公表措置をいいます。）がなされていないものがある場合

大和証券は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

また、大和証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

①覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、大和証券に対し、未公表のインサイダー情報等がある場合等を除いて、いつでも本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」といいます。）を行うことができます。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使禁止通知において、当社は大和証券に本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」といいます。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合、大和証券は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、平成29年6月6日以降の日とします。

②覚書に基づく取得請求について

平成30年6月6日（同日を含みます。）以降のいずれかの日を初日として、5連続取引日（但し、終値のない日は除きます。）に亘って、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該5連続取引日の最終日以降の取引日、又は平成31年5月6日（同日を含みます。）以降平成31年5月15日（同日を含み、かつ、同日必着とします。）までの期間内の取引日に、大和証券は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」といいます。）を行うことができます。

大和証券が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に別紙発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本資金調達（本株式と本新株予約権の発行）を選択した理由

当社は、本エクイティ・ファイナンスを実施するにあたり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。その結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」及び以下に記載した本新株予約権の特徴を勘案し、本株式と本新株予約権を組み合わせ、本株式の発行により市進HDの株式取得に係る短期借入金の返済に必要な資金を早期かつ確実に調達しつつ、本新株予約権の発行により将来のM&A資金及び中長期的な事業領域の拡大施策の一環である賃貸用マンション運用に係る不動産開発費用を調達することが、既存株主の利益に十分配慮しながら資金調達を行いたいという当社のニーズを充足し得る、最良の資金調達方法であると判断いたしました。

《本資金調達の特徴》

① 発行時に一定の資金調達が可能

本株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となります。

② 最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的となる株式の総数は750,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、750,000株は、発行決議日における発行済株式数対比7.01%となります。

③ 行使価額の修正決議が可能

本新株予約権の行使価額は当初1,668円で固定されていますが、平成29年6月6日以降、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することができます。

これによって行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には資金調達額を増額できます。また、株価が行使価額を下回って推移している場合においても、資金ニーズが発生した場合に行使価額を修正することが可能です。

なお、行使価額を修正する決議を行った場合に、行使価額が当初行使価額を下回る価額に修正される可能性があります。行使価額の下限は1,112円と定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下方向修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。

④ 希薄化のコントロール

大和証券と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。これにより当社は、希薄化のコントロールが可能となります。

⑤ 株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

⑥ 流動性の向上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

大和証券において、本新株予約権の権利行使により発行される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

⑦ 資金調達の柔軟性

当社取締役会の決議により、本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切り替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されています。

⑧ 譲渡制限

大和証券は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

なお、本資金調達には下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

《本資金調達のデメリット》

- ① 本資金調達においては本株式の発行が含まれるため、一定程度緩和されるものの、本資金調達の主要部分を占める本新株予約権の発行については、その発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その後の権利行使の進捗により、資金調達・資本増強の目的を実現することになります。大和証券は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、権利行使が行われないこととなります。
- ② 株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 大和証券が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となります。
- ④ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することに限界があります。

なお、本資金調達を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本資金調達のスキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

《他の資金調達方法との比較》

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についてもその全部について即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

② 株主割当増資との比較

株主割当増資では希薄化に対する懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

③ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（CB）との比較

第三者割当型CBは、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されます。

④ その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑤ ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、上記株主割当増資と同様に、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,888,100,000	8,000,000	1,880,100,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額に本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額(当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。)の合計額を合算した金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額が増加又は減少する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料等)の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,880,100,000 円のうち、本株式に係る調達金額 632,900,000 円につきましては、市進HDの普通株式 1,606,400 株の取得資金として借り入れる短期借入金の返済資金に、本新株予約権に係る調達金額 1,247,200,000 円につきましては、847,200,000 円を前記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の事業拡大のためのM&A資金に、400,000,000 円を事業投資として実施した不動産開発費用のための借入金の返済資金の一部に、それぞれ充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

①本株式に係る調達資金

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
市進HD株式取得に係る資金	632,900,000	平成 29 年 6 月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本株式の発行価額の総額から本株式に係る発行諸費用概算額 2,700,000 円を差し引いた金額を調達額としています。

ご注意: この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

②本新株予約権に係る調達資金

具体的な用途	金額 (円)	支出予定時期
(i) 事業拡大のためのM&A資金	847,200,000	平成29年9月～平成32年9月
(ii) 賃貸用マンション運用に係る不動産開発費用	400,000,000	平成29年8月～平成31年8月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を加えた金額から、本新株予約権に係る発行諸費用概算額5,300,000円を差し引いた金額を調達額としています。
3. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、(ii)に優先的に充当した上で、借入れ等の方法により対応する予定です。

① 市進HD株式取得に係る資金

当社は、平成29年5月16日付の取締役会において、市進HDの普通株式1,606,400株（発行済株式数対比15.1%、平成28年8月31日現在の総議決権数104,834個に対する議決権所有割合15.3%）を、東京証券取引所における立会外取引（ToSTNeT-1）により、平成29年5月16日の東京証券取引所における市進HDの普通株式の普通取引の終値を一株当たりの取得価格として、当社取締役会長である河端真一氏より平成29年5月22日付で取得することを決議いたしました。取得に要する資金は金融機関からの短期借入金にて賄い、本株式に係る調達資金632,900,000円を平成29年6月末までに当該借入金の返済資金に充当する予定です。なお、本株式に係る調達資金が当該借入金の金額に満たなかった場合、不足額は基本的に手元資金から充当し、また、本株式に係る調達資金が当該借入金の金額を超過した場合、超過額は下記②(i)の事業拡大のためのM&A資金に充当致します。

千葉県での県立高校合格実績・公立中高一貫校の合格実績を強みとしている市進HDと、都立中高一貫校の合格実績を強みとする当社はドミナントエリアが異なり、また、市進HDは当社が目指す学習塾以外の業態への参入を実現していることから、同社との提携関係は当社の事業展開エリア及び事業分野の拡大に寄与するものと考えられます。当社と市進HDは、平成26年11月より業務提携を実施しており、これまでに教室運営主体会社の引継ぎや人事交流、共同勉強会の実施等の成果が得られておりますが、今後もこの提携関係を維持・発展させることで、顧客満足度の向上を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

② (i) 事業拡大のためのM&A資金

当社は、顧客の多様化・高度化したニーズに迅速かつ的確に応え、顧客層の拡大やサービス強化を実現させるために、様々なパートナーシップの構築を積極的に推進してまいりました。今後も、学習塾事業におけるドミナントエリアの拡大や教育サービスの対象年齢の拡大といった、これまで確立している都立中高一貫校の受験対策塾としての「ena」ブランド価値を更に高めるようなM&A・資本業務提携等の施策を軸として、学習塾以外の新規事業分野への参入等、新規事業の展開に向けた施策も併せて推進してまいります。

これらのM&A・資本業務提携等に向けた投資資金として、本新株予約権に係る調達資金のうち847,200,000円を平成32年9月末までに充当する予定です。なお、現時点において具体的に計画されているM&Aや資本業務提携はありませんが、今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

② (ii) 賃貸用マンション運用に係る不動産開発費用

当社は、事業領域の拡大施策の一環として、既存の校舎のリノベーションを行い、その一部フロアをenaの教室として使用し、その他のフロアを賃貸用マンションとして運用を委託する

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

事業を進めております。本新株予約権に係る調達資金のうち400,000,000円は、当該不動産開発費用に充当するために平成29年5月及びそれ以降に予定している借入れのうち、平成29年8月から平成31年8月に支払時期が到来する借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。なお、かかる借入れの時点で、本新株予約権の行使により十分な調達ができている場合、借入れを行わず、かかる調達資金を直接不動産開発費用に充当する可能性もあります。

なお、上記②(i)に関して残額が生じた場合(上記支出予定時期までにM&A・資本業務提携等が行われない場合を含みます。)は、原則として、引き続き新たなM&A・資本業務提携等の検討を続けた上で、上記支出予定時期以降においても、事業拡大のためのM&A資金に充当する考えであります。その場合には、適時適切に開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、事業規模拡大に向けた投資を図ることができることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

① 本株式

本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成29年5月15日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値である1,589円としました。

取締役会決議の前営業日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましても、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しているものと考え、ケイエスケイケイとも十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成29年5月15日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,579円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して0.63%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,602円に対して0.81%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,522円に対して4.40%のプレミアムとなる金額です。

なお、当社監査委員会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議の前営業日における終値を基準としてケイエスケイケイと交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、ケイエスケイケイに特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び覚書に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)が算定した結果を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である200円としました。

当社は、プルータスの算定結果を参考にしつつ、また、別記「2. 募集の目的及び理由(2) 本新株予約権の商品性」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

ご注意: この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社監査委員会も、ブルータスは、当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、大和証券からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であること、その算定過程及び当該前提条件等に関してブルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額と同額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、大和証券に特に有利な金額ではなく適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の数(400,000株)に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数(最大750,000株)を合算した総株式数は1,150,000株(総議決権数11,500個)であり、平成29年3月31日現在の総議決権数106,974個(発行済株式数10,701,192株)に対して最大10.75%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本資金調達において、①本株式の数(400,000株)に本新株予約権の目的である当社普通株式の総数(750,000株)を合算した総株式数(1,150,000株)に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は41,238株であり、一定の流動性を有していること、②ケイエスケイからは、原則として長期保有の方針である旨を口頭で確認しており、同社に割り当てる本株式400,000株については株式市場に売却される可能性が低いこと、③本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ④当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成29年3月31日現在)

①本株式

①	名 称	ケイエスケイ株式会社	
②	所 在 地	東京都新宿区揚場町2番19号	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 河端 真一	
④	事 業 内 容	不動産賃貸業等	
⑤	資 本 金	1億円	
⑥	設 立 年 月 日	昭和58年11月18日	
⑦	発 行 済 株 式 数	8,143株	
⑧	決 算 期	6月30日	
⑨	従 業 員 数	正社員：2名、パートアルバイト：26名 計28名	
⑩	主 要 取 引 先	-	
⑪	主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行	
⑫	大 株 主 及 び 持 株 比 率	河端 真一	100.00%
⑬	当事会社間の関係	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：3,580,000株(平成29年3月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
		人 的 関 係	当社代表取締役会長である河端真一氏が当該会社の代表取締役を兼務しております。
		取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
		関 連 当 事 者	当該会社は、当社の主要株主に該当致します。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		への該当状況		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)				
決算期		平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純資産		1,091,017,527	1,301,672,181	2,257,404,011
総資産		1,574,466,490	1,765,596,878	3,356,358,024
1株当たり純資産(円)		193,352	159,852	277,220
営業収益		45,904,911	108,129,942	119,430,768
営業利益		△63,829,625	△47,637,352	△102,438,858
経常利益		130,064,336	182,714,592	121,709,079
当期純利益		101,637,175	210,654,654	955,731,830
1株当たり純利益(円)		12,482	25,869	117,369
1株当たり配当額(円)		—	—	—

(注) 当社は、当社の代表執行役会長である河端真一氏から、ケイエスケイケイは同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、ケイエスケイケイが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。さらに、当社は、日経テレコン及びインターネット検索サイトを利用し、ケイエスケイケイ及び同代表取締役の河端真一氏が反社会的勢力とは関係がないことを確認するとともに、株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 代表取締役 荒川一枝)から、ケイエスケイケイ並びにその役員及び主要株主による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。以上に基づき、ケイエスケイケイ並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

②本新株予約権

① 名称	大和証券株式会社		
② 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中田 誠司		
④ 事業内容	金融商品取引業		
⑤ 資本金	1,000億円		
⑥ 設立年月日	平成4年8月21日		
⑦ 発行済株式数	810,200株		
⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	8,929人(平成28年9月30日現在)		
⑩ 主要取引先	投資家並びに発行体		
⑪ 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 100.00%		
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：19,600株(平成29年3月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株	
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社の主幹事証券会社であります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

決 算 期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純 資 産	709,083	700,728	781,164
総 資 産	10,917,306	12,068,012	10,524,143
1 株当たり純資産 (円)	875,196.16	864,883.09	964,162.20
営 業 収 益	399,876	386,659	369,158
営 業 利 益	154,176	136,590	114,541
経 常 利 益	155,505	138,687	116,272
当 期 純 利 益	144,365	127,032	80,859
1 株当たり純利益 (円)	178,185.21	156,791.37	99,801.97
1 株当たり配当額 (円)	85,000	86,400	—

(注) 大和証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

但し、大和証券の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公に表示しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び同社が警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、大和証券から確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、大和証券は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

①本株式

ケイエスケイケイは、当社の代表執行役会長である河端真一氏が代表取締役を兼務する資産管理会社であり、平成29年5月16日現在、当社普通株式3,580,000株（持株比率33.45%）を所有する当社の大株主であります。河端真一氏は、当社の創業経営者であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏による中長期的な経営支援・事業支援が期待でき、同氏による経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えておりますため、ケイエスケイケイは割当予定先として適切であると判断しております。

②本新株予約権

当社は、前記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本資金調達 (本株式と本新株予約権の発行) を選択した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③前記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本資金調達 (本株式と本新株予約権の発行) を選択した理由」に記載の本新株予約権の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④本新株予約権を割り当てるにあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針

①本株式

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本株式について、ケイエスケイケイからは、原則として長期保有の方針である旨を口頭で確認しておりますが、当社とケイエスケイケイとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、ケイエスケイケイが発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

②本新株予約権

大和証券は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①本株式

当社は、ケイエスケイケイの直近の財務諸表により総資産額、純資産額等の状況を把握した上で、ケイエスケイケイ代表取締役の河端真一氏に対し資金の保有状況と今後の見込みにつきヒアリングを行い、同氏の預金通帳を確認するとともに、同氏から、払込期日に先立つ所定の期日までに同社による払込みのために一定の金額をケイエスケイケイに出資する旨の確約書を受領しております。その結果、当社は、ケイエスケイケイ及び同代表取締役の河端真一氏が保有する現預金の合計が払込みに必要な金額を上回っていること並びに同代表取締役の河端真一氏が払込期日までにケイエスケイケイに対して同社による払込みに必要な資金を出資することを確認しており、払込みの確実性につき問題はないものと判断しております。

②本新株予約権

当社は、大和証券が平成28年12月20日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書（第25期中）の平成28年9月30日における中間貸借対照表により、大和証券が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権に関して、大和証券は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性 ① 覚書に基づく行使禁止について」及び同「② 覚書に基づく取得請求について」並びに上記「1. 募集の概要 ②本新株予約権 (8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容 ①新株予約権の譲渡制限」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を大和証券に行わせません。また、大和証券及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う事を合意する予定です。

また、当社は、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成29年12月1日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行うことができません。

但し、以下の場合は、この限りではありません。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 平成29年5月16日付の取締役会決議に基づきケイエスケイケイを割当先として第三者割当により普通株式を発行する場合。
- ⑥ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 3 月 31 日現在）		募集後	
ケイエスケイケイ株式会社	33.45%	ケイエスケイケイ株式会社	33.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.89%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.42%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDP AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行）	3.09%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDP AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行）	2.79%
河端 真一	2.99%	河端 真一	2.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.33%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	2.11%	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	1.90%
吉田 知広	1.19%	吉田 知広	1.08%
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	1.01%	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	0.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	0.94%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	0.85%
荒川 寿彦	0.88%	荒川 寿彦	0.80%

- (注) 1. 平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 2. 大和証券は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」には大和証券を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大及び収益の向上に寄与するものと考えております。

今回の資金調達による平成30年3月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式及び本新株予約権の発行は、①本株式の発行により交付される普通株式に係る議決権数と本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数の合計を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単位：千円）

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連結売上高	9,318,712	9,711,689	9,924,619
連結営業利益	1,330,442	1,409,638	1,494,024
連結経常利益	1,339,764	1,418,388	1,512,763
親会社株主に帰属する当期純利益	816,404	832,274	977,145
1株当たり当期純利益（円）	76.29	77.77	91.31
1株当たり配当金（円）	100	60	60

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1株当たり連結純資産（円）	231.90	245.05	260.01
---------------	--------	--------	--------

(注) 1. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり連結純資産は、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

2. 平成29年3月期の数値につきましては、当社が平成29年5月12日付で公表した平成29年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）によるものであり、監査を受けたものではありません。

3. 平成29年3月期の1株当たり配当金は、配当決議を経ていない予想値となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年5月16日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,701,192株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	－株	－%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	－株	－%
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	－株	－株

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	1,436円 □1,206円	1,225円	1,202円
高 値	2,812円 □1,305円	1,380円	1,693円
安 値	1,411円 □1,200円	1,071円	1,100円
終 値	2,666円 □1,255円	1,204円	1,531円

(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、平成27年3月期における□印は、当該株式分割による権利落後の株価を示しております。

②最近6か月間の状況

	平成28年 12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	1,375円	1,465円	1,509円	1,658円	1,530円	1,576円
高 値	1,450円	1,509円	1,657円	1,693円	1,597円	1,623円
安 値	1,346円	1,458円	1,500円	1,530円	1,515円	1,558円
終 値	1,443円	1,509円	1,652円	1,531円	1,575円	1,589円

(注) 平成29年5月の株価については、平成29年5月15日現在で表示しております。

③発行決議前営業日における株価

	平成29年5月15日現在
始 値	1,580円
高 値	1,594円
安 値	1,572円
終 値	1,589円

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

②過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はございません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社学究社

第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社学究社 第1回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 7,500個
3. 新株予約権の
払込金額 本新株予約権1個当たり200円
(本新株予約権の払込総額1,500,000円)
4. 申込期間 平成29年6月2日
5. 新株予約権の割当日 平成29年6月5日
6. 新株予約権の払込期日 平成29年6月5日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式750,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)
但し、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,668円とする。但し、第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

12. 行使価額の修正

- (1) 当社は平成 29 年 6 月 6 日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権者に直ちに行使価額を修正する旨の通知（以下「行使価額修正通知」という。）をするものとし、行使価額修正通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第 18 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 91%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。）に修正される。
- (2) 本項第（1）号に定める行使価額の修正において、算定基準日に第 13 項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第（1）号及び第（2）号による算出の結果得られた金額が 1,112 円（以下「下限行使価額」という。但し、第 13 項による調整を受ける。）を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
- (4) 本号①又は②に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができない。
 - ① 金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に定める企業集団をいう。）の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合
 - ② 当社に係る業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第 166 条第 2 項所定の重要事実及び同法第 167 条第 2 項所定の事実をいう。）で公表（金融商品取引法施行令第 30 条に基づきなされる公表措置をいう。）がなされていないものがある場合

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①本項第（3）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、（i）上記交付が行われた後の本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第（３）号②に定める時価を下回る価額になる場合

（i）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ii）当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記（i）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第１回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（但し、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後の行使価額を適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成29年6月6日から平成31年6月5日(但し、第16項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり200円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり200円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。以下同じ。)又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第21項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金200円(1株当たり金2.00円)とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年5月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を5%上回る額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる

ご注意: この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社取締役兼代表執行役会長に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。